○復興庁告示第六十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社群馬銀行
二　住所　群馬県前橋市元総社町百九十四番地

○復興庁告示第六十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社八十二銀行
二　住所　長野県長野市大字中御所字岡田百七十八番地八

○復興庁告示第六十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社武蔵野銀行
二　住所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目十番地八

○復興庁告示第六十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（福島市復興推進計画（認定番号福島第六十四号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
内閣総理大臣　麻生　太郎
国務大臣

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第七十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（福島市復興推進計画（認定番号福島第六十四号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社あおぞら銀行
二　住所　東京都千代田区九段南一丁目三番一号

○復興庁告示第七十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（福島市復興推進計画（認定番号福島第六十四号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社福島銀行
二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○復興庁告示第七十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（笠間市復興推進計画（認定番号茨城第十八号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第七十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（笠間市復興推進計画（認定番号茨城第十八号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第七十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（笠間市復興推進計画（認定番号茨城第十八号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社足利銀行
二　住所　栃木県宇都宮市桜四丁目一番二十五号

○復興庁告示第七十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（笠間市復興推進計画（認定番号茨城第十八号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社栃木銀行
二　住所　栃木県宇都宮市西二丁目一番十八号

○総務省告示第四百十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とする。

○総務省告示第四百十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

第一項第三号中「、ミリ波画像伝送用のもの、ミリ波データ伝送用のもの」を削る。

○総務省告示第四百十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

第一項の表五の項を次のように改める。

五　削除	

○復興庁告示第七十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（笠間市復興推進計画（認定番号茨城第十九号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第七十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（笠間市復興推進計画（認定番号茨城第十九号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社りそな銀行
二　住所　大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号